

栃木県版

まん延防止等重点措置

期間

令和3(2021)年10月1日(金)

～

令和3(2021)年10月14日(木)

実施内容

緊急事態宣言解除後も引き続き感染防止対策が必要であることから、「県版まん延防止等重点措置」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

措置区域

【基本的な考え方】

人口10万人当たりの1週間新規感染者数が15人以上(ステージ3)
かつ

実数が15人以上の市町

※上記該当市町と生活圏が一体である市町は措置区域とする

< 4 市 > 足利市・栃木市・佐野市・小山市

※措置区域以外の市町においても、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。

期 間

令和3年10月1日(金)～10月14日(木)

措置区域

措置区域以外

共通の要請等

●県民に対する協力要請①【特措法第24条第9項】

措置区域

措置区域以外

※下線部は基本的対応方針の改正に伴い、従前の要請から変更された内容

- 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- 県内外の移動について、移動先の要請内容及び感染拡大状況を確認の上、慎重に判断すること
- 都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底する
ワクチン接種が完了していない(2回目接種から2週間経過していない)方等については検査を推奨
- マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底
- 「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的に回避すること
(「会話する＝マスクする」運動(特に会食の場における適切なマスク着用)を展開)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意
- 体調が悪い場合は、仕事は休む
- 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける
- 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとる
- ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底する
- ワクチン接種者も上記取組を行う

(特に飲食の際は)

- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える
- ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない
- ・ 飲食店、カラオケ店等を利用の際は、飲食店、カラオケ店等の感染防止対策に協力する
<カラオケ店>飲食を主として業としていない店舗において、利用者の密を避ける、換気の確保等、業種別ガイドラインを遵守し、感染対策を徹底すること。
- ・ 5人以上の飲食・飲酒やパーティー及びこれに類するものについては自粛する
- ・ 4人以下であっても、普段会わない人との長時間又は酒類を伴う飲食は慎重に判断を
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える

飲食は
「とちまる安心認証店」で！



「会話する＝マスクする」運動
(特に会食の場における適切なマスク着用)

カ イ ワ ス ル ハ マ ス ク ス ル
会話する＝マスクする

つい忘れがちです。いつも心がけましょう。

会話するとき、マスク忘れていませんか？

- 食事中
- 休憩室
- 喫煙スペース
- コーヒーブレイク
- 更衣室



- 在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、**感染拡大防止のための適切な取組の実施**
特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意
- **職場関係の5人以上の会食を控える**
- 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施
- その他、まん延を防止するために必要な措置の実施

- 従業員への検査推奨
- 入場者の整理・誘導
- 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- 手指消毒設備の設置
- 事業を行う場所の消毒
- マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- 施設の換気を行う
- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- 同一グループの入店は、原則4人以内
- 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

措置区域

< 4 市 >

足利市・栃木市・佐野市・小山市

対象施設 ※1

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等
〔結婚式場〕 結婚式場（※2）

とちまる安心認証取得店は
営業時間 5時から21時まで
酒類提供 11時から20時まで

要請内容

- ・ 営業時間は**5時から20時まで**とする。
- ・ 酒類の提供は**11時から19時30分まで**とする。
- ・ 同一グループの入店は、原則4人以内とする。
- ・ 飲食を主として業としている店舗等及び結婚式場では、カラオケ設備の利用を行わない
- ・ 業種別ガイドラインを遵守する。
- ・ その他、まん延を防止するために必要な措置の実施

- ・ 従業員への検査推奨
- ・ 入場者の整理・誘導
- ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・ 施設の換気を行う
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・ 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・ 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

※1 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。

※2 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。

●飲食店等以外の施設への協力依頼

(Ⅰ) イベント関連施設 (Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設

施設の種類	内訳（施設の例）	協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 など	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>法に基づかない働きかけ</p> </div>
集会場・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	<p>< 営業時間 > 5時から21時までとする</p>
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	<p>< 収容人数 > 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする</p>
運動施設 遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など	<p>< その他 > 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を徹底</p>
博物館等	博物館、美術館 など	

●飲食店等以外の施設への協力依頼

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

施設の種類	内訳（施設の例）	協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 （生活必需物資を除く）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>法に基づかない働きかけ</p> </div>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	<p>< 営業時間 > 5時から21時までとする</p>
遊興施設	性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウス など	<p>< その他 > 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を徹底</p>
サービス業	エステサロン、ネイルサロンなど （生活必需サービスを除く）	

● イベントの開催についての要請【特措法第24条第9項】

措置区域

措置区域以外

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下 又は 収容率50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- ・ イベント開催についての要請は緊急事態宣言解除後1ヶ月（10月30日まで）の経過措置であることに留意
- ・ 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ・ イベント関連施設及びイベントを開催する必要がある施設への協力依頼を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- ・ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を越える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none">・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none">・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①、②の奨励	<ul style="list-style-type: none">・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗い	<ul style="list-style-type: none">・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none">・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none">・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none">・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none">・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では隣席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 <p>(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)</p>
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 <p>*全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安(人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう)による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと

とちまる安心認証店の取扱いについて

措置区域（足利市、栃木市、佐野市、小山市）内のとちまる安心認証店は、営業時間及び酒類の提供時間が延長されます。

【営業時間】（認証店以外） 5時から20時まで

（認証店） 5時から21時まで

【酒類提供】（認証店以外） 11時から19時30分まで

（認証店） 11時から20時まで

延長しても営業時間短縮協力金の申請が可能

※申請要件を満たしている場合に限る。

※通常21時まで営業していた認証店は協力金の対象にならないことに注意

対象

とちまる安心認証を取得している店舗

期間途中で認証を受けた場合は、認証日から営業時間及び酒類の提供時間が延長されます。

※認証基準に加え、「同一グループの入店は原則4人以内」、「カラオケの利用自粛」など県からの要請内容を遵守してください。

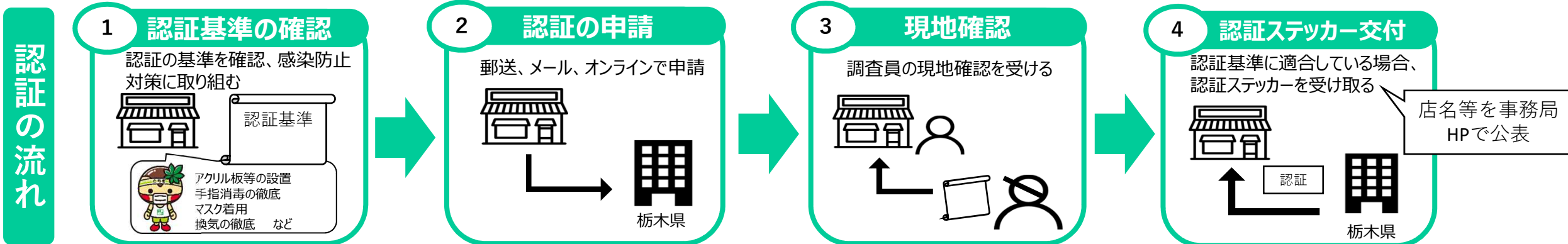
認証取得状況

（R3.9.28現在）

申請 2,064店中 認証店舗数 1,578店（飲食店営業許可店舗数の約1割）

足利市 113店(11%) 栃木市 63店(7%) 佐野市 67店(8%) 小山市 82店(7%)

（ ）は各市の飲食店営業許可数における認証店舗数の割合



お問い合わせ先 とちまる安心認証事務局

URL <https://www.tochigi-anshin-ninsyou.jp> TEL 028-341-9715（受付時間10時～17時※土日祝日を除く）

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第7弾】 飲食店等に対する協力金

県の要請に御協力いただいた飲食店等に対して協力金を支給します。

【協力期間】 10月1日（金）から10月14日（木）までの全14日間

【対象地域】 足利市、栃木市、佐野市、小山市

【支給額】 中小企業等 1日当たり2.5万円～7.5万円

[1日当たりの売上高×0.3（下限2.5万円／日、上限7.5万円／日）×14日]

大企業 1日当たり20万円以内

[1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円／日）×14日]

【申請方法】 郵送又はインターネット

【受付期間】 10月13日（水）～12月17日（金）（消印有効）

（ただし、インターネットの受付は10月22日（金）から）

詳しくは、「営業時間短縮協力金コールセンター」にお問合せください。

（電話番号） 028-651-3707

（受付時間） 午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）

地域企業事業継続支援金（10月分）

栃木県版まん延防止等重点措置に伴う飲食店等の営業時間短縮（足利市、栃木市、佐野市、小山市）の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者に対し、事業継続支援金を支給します。

- 【対象】 2021年10月の売上高が、前年又は前々年同月比で30%以上減少した中小法人・個人事業者等
※ 2021年10月において、感染拡大防止営業時間短縮協力金の支給対象となる事業者を除く
- 【支給額】 2019年又は2020年の10月の売上高 － 2021年10月の売上高
支給限度額：中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円
- 【申請方法】 郵送又はインターネット
- 【受付期間】 11月1日（月）～1月14日（金）（予定）

詳細は、県ホームページ等により公表します。

※ 国の月次支援金（10月分）が実施された場合、その支給対象となる事業者は除く